

参考資料 1

入工政発第61号

令和4年10月5日

入間市廃棄物減量等推進審議会

会長 小林昌幸様

入間市長 杉島理一郎



プラスチックごみ一括回収の実施及び家庭ごみ収集回数の見直しについて（諮問）

入間市廃棄物減量等推進審議会条例（昭和49年条例第51号）第2条の規定に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1 諒問事項

- (1) プラスチックごみ一括回収の実施について
- (2) 家庭ごみ収集回数の見直しについて

2 諒問の理由

プラスチックごみの一括回収について、令和4年4月1日より施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」により、これまで資源として回収していたプラスチック製容器包装（容器包装プラスチック）に加えて、プラスチック使用製品廃棄物（製品プラスチック）を資源物として、一括で回収することが可能になりました。このため、入間市においても令和5年4月よりプラスチックごみの一括回収を実施したいものです。

また、家庭ごみの収集回数の見直しについては、現在の収集回数では、可燃ごみ週3回、不燃ごみ週1回など、近隣市に比べ、収集回数が多い状況です。

収集委託費のコスト削減の観点や、将来的なごみの減量を見据え、収集回数の見直しを検討したいと考えております。

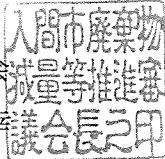
一括回収の実施と収集回数の見直しにつきまして、貴審議会の知見並びに住民の視点等を踏まえ意見をいただきたいと諮問いたします。

参考資料 2

令和4年11月18日

入間市長 杉 島 理一郎 様

入間市廃棄物減量等推進審議会
会長 小林 昌幸



プラスチックごみ一括回収の実施及び家庭ごみ収集回数の見直しについて (答申)

令和4年10月5日付け入工政発第61号で諮問を受けた「プラスチックごみ一括回収の実施及び家庭ごみ収集回数の見直しについて」、下記のとおり答申します。

記

1 プラスチックごみ一括回収の実施について

プラスチックごみ一括回収は、プラスチックごみの資源化の加速化につながり、地球環境負荷の軽減に向けた重要な取り組みと考えます。

令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行に伴い、当市においても、来年度からプラスチックごみ一括回収を実施できるよう早急に準備を進めてください。

なお、実施に際しては、自治会を始めとする市民への説明や集積所への掲示等、市民が迷わず分別できるよう十分な周知に努めてください。

2 家庭ごみ収集回数の見直しについて

家庭ごみ収集回数の見直しについては、実施に関する懸念事項の対策や収集日程の具体化等、3回の審議では結論に至りませんでした。そのため、引き続き審議することとします。